

厚岸町条例第7号

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町都市計画税条例の一部を改正する条例

厚岸町都市計画税条例（昭和42年厚岸町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第5項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附則第13項中「附則第6項」を「附則第5項、第6項」に、「附則第10項の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に改める。

附則第14項中「第15項、第17項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項、第34項、第39項若しくは第42項」を「第14項、第16項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項、第33項、第36項若しくは第39項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の厚岸町都市計画税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。